

	7月				8月				9月					10月	11月	12月	12月以降	備考
	第1週 7/6~12	第2週 7/13~19	第3週 7/20~26	第4週 7/27~8/2	第1週 8/3~9	第2週 8/10~16	第3週 8/17~23	第4週 8/24~30	第1週 8/31~9/6	第2週 9/7~13	第3週 9/14~20	第4週 9/21~27	第5週 9/28~10/4					
確率的 リスク 評価 (PRA)	レベル 1				○													ほぼコメント回答済
	レベル 1.5																	コメント回答済
	停止時																	コメント回答済
	地震		○															
	津波		○															
	事故シナリオグループ及び重要事故シナリオの選定		○															
	解析コード												○					SAFER,APEX, MAAP (DCH,FCI)
	限界温度、限界圧力							○										
	炉心損傷 防止対策	高圧・低圧注水機能喪失						○▲										
		高圧注水・減圧機能喪失						○▲										
全交流動力電源喪失							○▲											
崩壊熱除去機能喪失							○▲											
原子炉停止機能喪失							○▲											
LOCA時注水機能喪失							○▲											
格納容器バイパス(インターフェイスシステムLOCA)							○▲											
格納容器 破損 防止対策	津波浸水による全注水機能喪失																対象外	
	雰囲気圧力・温度による特約負荷(格納容器過圧・過温破損)								○▲									
	高圧溶融物放出/格納容器雰囲気直接加熱								○▲									
	原子炉圧力容器外の溶融燃料-冷却材相互作用								○▲									
	水素燃焼								○▲									
	格納容器直接接触(シェルアタック)								○▲									
	溶融炉心・コンクリート相互作用								○▲									
使用済燃料 貯蔵槽 内の燃料 損傷防止 対策	想定事故1											○△						
	想定事故2											○△						
	崩壊熱除去機能喪失											○△						
	全交流動力電源喪失											○△						
運転停止 中炉心 における 燃料損傷 防止対策	原子炉冷却材の流出											○△						
	反応度の誤投入											○△						
重大事故等 対処施設 及び重大 事故等 対処に 係る 技術的 能力	1.0 43条他 重大事故等対処設備他																■技術的能力1.0	
	1.1 44条 緊急停止失敗時に発電用原子炉を隔離するための設備等																●43条口保管・アクセス	
	1.2 45条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備等																●■	
	1.3 46条 原子炉冷却材圧力バウンダリを減圧するための設備等																●■	
	1.4 47条 原子炉冷却材圧力バウンダリ高圧時に発電用原子炉を冷却するための設備等																●■	
	1.5 48条 最終ヒートシンクへ熱を転送するための設備等																●■	
	1.6 49条 原子炉格納容器内の冷却等のための設備等																●■	
	1.7 50条 原子炉格納容器の過圧破損を防止するための設備等			○													■	
	1.8 51条 原子炉格納容器下部の溶融炉心を冷却するための設備等																●■	
	1.9 52条 水素燃焼による原子炉格納容器の破損を防止するための設備等																●■	
	1.10 53条 水素燃焼による原子炉建屋等の破損を防止するための設備等			●													■	
	1.11 54条 使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備等																●■	
	1.12 55条 工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備等																●■	
	1.13 56条 重大事故等の収束に必要な水の供給設備等																●■	
	1.14 57条 電源設備等																●■	
	1.15 58条 計装設備等																●■	
	1.16 59条 原子炉制御室等																■	
	1.17 60条 監視測定設備等																■	
	1.18 61条 緊急時対策所等																■	
1.19 62条 通信連絡を行うために必要な設備等																■		
2																●		
設計基準 対象施設	地震(第4条)																●	
	津波(第5条)																●	
	竜巻(第6条)																●	
	火山(第6条)																●	
	外部火災(第6条)																○	
	その他自然現象と人為事象(第6条)																●	
	不法な侵入(第7条)																	
	内部火災(第8条)																○	
	内部溢水(第9条)																○	
	誤操作の防止(第10条)																○	
	安全避難通路(第11条)																○	
	安全施設(第12条)																○	
	全交流電源喪失(第14条)																●	
	使用済燃料プール(第16条、23条)																●	
	原子炉冷却材バウンダリ(第17条)																○	
	安全保護回路(第24条)																○	
	原子炉制御室(第26条)																○	
	監視設備(第31条)																○	
	保安電源(第33条)																●	
緊急時対策所(第34条)																○		
通信連絡設備(第35条)																○		

凡例

- :有効性評価、設備、設計基準対象設備提出予定(初回)
- :有効性評価、設備、設計基準対象設備提出予定(コメント回答)
- ▲:有効性評価不確かさ評価提出予定(初回)
- △:有効性評価不確かさ評価提出予定(コメント回答)
- :技術的能力提出予定(初回)
- :技術的能力提出予定(コメント回答)